

# 令和3年2月 定例記者会見

と き 令和3年2月22日（月）  
午前10時30分から  
ところ 市役所201、202、203会議室

## 会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 2月定例議会提出案件について
- 3 質疑
- 4 その他

# 目 次

1	2月定例議会日程（案）	.....	1
2	提出案件一覧	.....	2
3	条例案件等	.....	5
4	令和3年度当初予算	.....	2 5
	主な新規主要事業	.....	3 3
5	令和2年度2月補正予算	.....	4 7
6	令和3年5月末までの主な行催事	.....	5 5

# 1 2月定例議会日程（案）

議会期間 25日間 2月26日（金）～3月22日（月）

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第 1 日	2. 26	金	午前10時	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○施政方針演説○議案上程説明
第 2 日	27	（土）		○休 会
第 3 日	28	（日）		○休 会
第 4 日	3. 1	月		○精 読
第 5 日	2	火	午前10時	○補正予算案件に対する質疑・委員会審査・ 討論・採決
第 6 日	3	水		○精 読
第 7 日	4	木		○精 読
第 8 日	5	金	午前10時	○一般質問
第 9 日	6	（土）		○休 会
第 10 日	7	（日）		○休 会
第 11 日	8	月	午前10時	○一般質問
第 12 日	9	火	午前10時	○一般質問
第 13 日	10	水	午前10時	○一般質問
第 14 日	11	木	午前10時	○議案質疑
第 15 日	12	金	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第 16 日	13	（土）		○休 会
第 17 日	14	（日）		○休 会
第 18 日	15	月		○全員協議会
第 19 日	16	火		○部門委員会
第 20 日	17	水		○部門委員会
第 21 日	18	木		○部門委員会
第 22 日	19	金		○休 会
第 23 日	20	（土）		○休 会
第 24 日	21	（日）		○休 会
第 25 日	22	月	午前10時	○再開 ○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

## 2 提出案件一覽

提出案件数一覽表

区 分	件 数
1 条 例	10 (制定1、廃止1、一部改正8)
2 单 行	2
3 人 事	5
4 当初予算	8 (一般会計1、特別会計5、企業会計2)
5 補正予算	5 (一般会計1、特別会計3、企業会計1)
計	30

## 令和3年2月定例議会提出議案一覧表

令和3年2月26日

- |        |                                   |
|--------|-----------------------------------|
| 第3号議案  | 犬山市公文書管理条例の制定について                 |
| 第4号議案  | 犬山市簡易水道布設補助金交付条例の廃止について           |
| 第5号議案  | 犬山市附属機関設置条例の一部改正について              |
| 第6号議案  | 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について             |
| 第7号議案  | 犬山市介護保険条例の一部改正について                |
| 第8号議案  | 犬山市道路占用料条例等の一部改正について              |
| 第9号議案  | 犬山市景観条例の一部改正について                  |
| 第10号議案 | 犬山市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例等の一部改正について |
| 第11号議案 | 犬山市火災予防条例の一部改正について                |
| 第12号議案 | 市道路線の廃止について                       |
| 第13号議案 | 市道路線の認定について                       |
| 第14号議案 | 犬山市公平委員会委員の選任について                 |
| 第15号議案 | 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について           |
| 第16号議案 | 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について           |
| 第17号議案 | 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について           |
| 第18号議案 | 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について           |
| 第19号議案 | 令和3年度犬山市一般会計予算                    |
| 第20号議案 | 令和3年度犬山市国民健康保険特別会計予算              |
| 第21号議案 | 令和3年度犬山市犬山城費特別会計予算                |
| 第22号議案 | 令和3年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算           |
| 第23号議案 | 令和3年度犬山市介護保険特別会計予算                |

- 第 2 4 号議案 令和 3 年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 5 号議案 令和 3 年度犬山市水道事業会計予算
- 第 2 6 号議案 令和 3 年度犬山市下水道事業会計予算
- 第 2 7 号議案 令和 2 年度犬山市一般会計補正予算（第 1 4 号）
- 第 2 8 号議案 令和 2 年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 9 号議案 令和 2 年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 0 号議案 令和 2 年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 3 1 号議案 令和 2 年度犬山市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 2 号議案 犬山市国民健康保険条例及び犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

### 3 条例案件等

#### ◎ 条 例

経営部 総務課

#### 《制 定》

#### ○ 犬山市公文書管理条例の制定について（第3号議案）

##### 【趣旨】

公文書の適正な管理を図り、市政の適正かつ効率的な運営と市民への説明責務を果たすことを目的として条例を制定するもの。

##### 【内容】

##### ◎背景

- ・公文書等の管理に関する法律（平成23年施行）の中で、地方公共団体における文書管理制度の条例化などの施策を実施することが求められている。
- ・国による不適切な公文書の取扱いが明らかになり、国や地方自治体における文書管理に対する市民の関心の高まりがある。

##### ◎内規による運用の問題点

現在の文書管理制度＝犬山市処務規則などの**内規により運用**

- ➡ 保存年限の決定や文書の廃棄などを、時の為政者や行政組織が恣意的に行うことができてしまう。

↓

公文書の管理の**ルールとして脆弱**

##### 【効果】

- ・議会の議決を経る「条例」という形を採用し、附属機関による監視の目を取り入れることにより、公正なルールづくりが担保される。
- ・「市民共有の知的資源」として、公文書の適切な保存・利用を一層図ることができる。
- ・市がその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うでき、市民の市政に関する「知る権利」が尊重されることとなり、市政運営の検証の機会が保障される。

（次ページに続く）

◎規定する主な内容

項目	内容
公文書とは	管理すべき「公文書」とは、「市民との共有の知的資源」であり、「市民が主体的に利用し得るもの」であることを明確に規定する。
公文書の作成義務	市が行う事務や事業を、経緯も含めて確実に跡付けて検証できるよう、公文書の作成義務を規定する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>☑作成を義務化する公文書の一例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録</li> <li>・相談、要望、交渉などの記録</li> <li>・事務、事業の実績に係る報告書など</li> </ul> </div>
保存年限の有期限化	保存年限を有期限化し、「歴史的に重要で永久に保存すべき」公文書については、歴史的公文書として保存する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>☑歴史的公文書となる文書の一例（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画など重要な計画に関するもの</li> <li>・議案など議会に関するもの</li> <li>・例規に関するもの</li> <li>・公有財産の取得、処分に関するもの</li> <li>・その他歴史的価値があり、重要なもの</li> </ul> </div>
管理、保存、廃棄の状況を見える化	保存する公文書や廃棄する公文書の目録、毎年の公文書の管理、利用の状況を公表し、市民が公文書を利用しやすい環境を整える。
附属機関の設置	コンプライアンス確保のため、公文書の管理状況を点検する附属機関を設置する。附属機関では、主に廃棄文書の確認や、公文書の分類・選別基準の審査を行う。
電子化の推進	事務の効率化、市民利用の推進を図るため、電子化の推進について規定する。

◎他自治体の状況

- ・全国で同種の条例を制定済の団体は、37団体（令和3年1月調査）
- ・愛知県内で、同種の条例制定は初。

【施行日】

令和3年4月1日



## 《廃止》

## ○ 犬山市簡易水道布設補助金交付条例の廃止について（第4号議案）

## 【趣旨】

犬山市簡易水道布設補助金の交付に関し、所期の目的を達成したことに伴い、条例を廃止するもの。

## 【内容】

- ・廃止する補助金の概要

名称	犬山市簡易水道布設補助金
交付対象者	消費生活協同組合、営利を目的としない法人
補助事業	簡易水道の布設、増設、改善

## 【現状】

市内の上水道の給水普及率は、99.75%であり、過去に簡易水道が布設された地域については、上水道の拡張により併合され、現在は存在しない。



今後簡易水道が新たに布設される可能性は極めて少ないことから、この補助金制度を廃止する。

## 【「簡易水道事業」とは】

上水道に接続できない給水人口101人以上5,000人以下の地域に設置される独自の水道事業のこと。

## 【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市附属機関設置条例の一部改正について（第5号議案）

【趣旨】

附属機関を設置するため条例の一部を改正するもの。

【内容】

次の附属機関を設置する。

名 称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
協働推進に係る 条例検討審議会	犬山市協働のまちづくり基本 条例(令和元年条例第2号)第 14条第3項及び第16条第 3項の規定による委任に関す る事項について審議	10人以内	審議期間
犬山市都市計画 マスタープラン 等策定委員会	都市計画法（昭和43年法律 第100号）第18条の2第 1項に規定する基本方針、都 市緑地法（昭和48年法律第 72号）第4条第1項に規定 する基本計画及び都市再生特 別措置法（平成14年法律第 22号）第81条第1項に規 定する立地適正化計画の策定 に関する事項について審議	17人以内	審議期間
犬山市史編さん 委員会	犬山市史の編さんに関する 事項について調査及び審議	30人以内	審議期間
犬山市児童福祉 施設等整備検討 委員会	保育所、児童厚生施設等の整 備に関する事項について調 査及び審議	20人以内	審議期間

(次ページに続く)

## 【目的・効果】

### 〔協働推進に係る条例検討審議会〕

協働のまちづくり基本条例の委任に関する事項を諮問する機関として、学識経験者や市民、地域活動団体や非営利活動団体の構成員等から意見を徴収し、協働のまちづくりの実現に向けた具体的な手法を検討する。

※令和元年に制定された犬山市協働のまちづくり基本条例で「別に条例で定める」とされた事項は、以下のとおり。

①市民参加に関し必要な事項（第14条第3項）

②地域活動団体や非営利活動団体の支援に関して必要な事項（第16条第3項）

#### 今後のスケジュール（予定）

令和3年度 諮問・答申

### 〔犬山市都市計画マスタープラン等策定委員会〕

犬山市都市計画マスタープラン等に係る諮問を行う機関として、学識経験者をはじめとする各部門の専門家や関係団体からの意見を聴取し、計画等へ反映させる。

#### 今後のスケジュール（予定）

令和3・4年度 都市計画マスタープラン作成

令和3・4年度 緑の基本計画作成

令和3～5年度 立地適正化計画作成

### 〔犬山市史編さん委員会〕

犬山市の歴史を正しく記録するため、平成年間を中心とする市史編さん事業を行う。

※編さん事業は市制70周年を迎える令和6年度に完了予定であり、史料編、通史編の2冊を刊行する予定。

#### 今後の犬山市史編さんのスケジュール（予定）

令和3・4年度 資料調査・整理

令和5年度 史料編刊行

令和6年度 通史編刊行

### 〔犬山市児童福祉施設等整備検討委員会〕

学識者や、関係市民等を委員とした附属機関にて新園の整備内容を検討することで、利用者や地域のニーズに合致した適切な園舎等の整備を図ることが可能となる。

また、今回の橋爪・五郎丸子ども未来園の統合移転だけでなく、今後到来する児童福祉施設等の整備についても検討する。

（次ページに続く）

今後の橋爪・五郎丸子ども未来園の統合移転スケジュール（予定）

令和3・4年度	基本設計、造成設計
令和4・5年度	実施設計
令和5・6年度	未来園建設工事
令和6年度中	竣工

【施行日】

令和3年4月1日

## 《一部改正》

## ○ 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について（第6号議案）

## 【趣旨】

国民健康保険税の課税額を改定するため条例の一部を改正するもの。

## 【内容】

## ◎背景

平成30年度の制度改革により、国民健康保険は、従来の「市町村が個別に運営」する体制から「都道府県が財政運営責任を担い、中心的な役割を果たす」体制となった。これにより当市では、平成30年度、令和元年度決算ともに2億円程度の単年度赤字となった。

また、平成30年度税制改正により、課税総額や低所得世帯への軽減措置について影響があることが明らかとなった。

## &lt;税制改正の内容&gt;

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする観点から、フリーランスや自営業者の税負担軽減を目的に、基礎控除額を一律10万円引き上げるとともに、給与・年金収入に対する所得控除については、10万円引き下げるもの。令和3年の確定申告（令和2年中の所得）から適用となった。

## ◎改正内容

## ① 税率と賦課限度額の改正

当市において、持続的に国保事業を運営していくために必要な保険税収の確保を目指すため、段階的な税率改定を目指すもの。

ただし、今回はコロナ禍の中での改定となるため、国民健康保険運営協議会の答申を尊重し、来年度は増税を目指すという趣旨ではなく、税制改正に伴う「基礎控除額の引き上げ」による保険税収の減少分の補てんを基本として、1人当たり負担増を1%程度に抑制した税率改正とした。

（次ページに続く）

(改正前)

(単位：円)

税区分	所得割	均等割額	平等割額	賦課限度額
基礎課税（医療）分	5.70%	18,960	18,240	610,000
後期高齢者支援分	2.35%	9,360	8,640	190,000
介護納付金分	1.61%	8,160	6,240	160,000

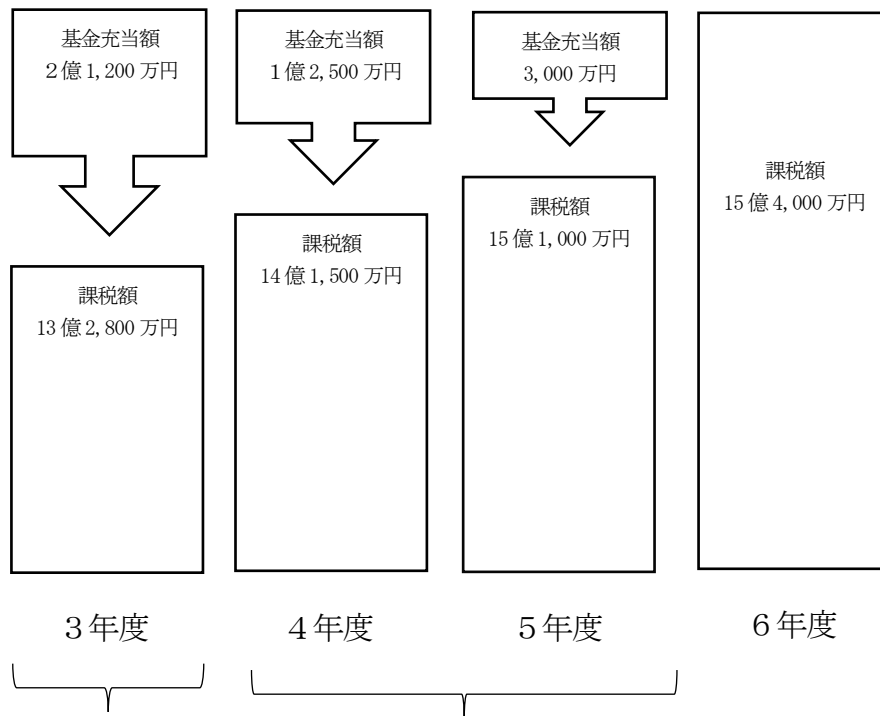


(改正後)

(単位：円)

税区分	所得割	均等割額	平等割額	賦課限度額
基礎課税（医療）分	5.85%	18,960	18,240	630,000
後期高齢者支援分	2.35%	9,360	8,640	190,000
介護納付金分	1.61%	8,160	6,240	170,000

◎今年度再検討した激変緩和イメージ



税額の増加率を1%に抑制（税制改正による減収分を基準）

税額の増加率を7%前後に抑制

税額の増加率2%

※シミュレーションでは、被保険者の減少は考慮していない。

(次ページに続く)

② 「7・5・2割軽減」判定所得に係る計算方法の改正

税制改正に伴う「給与・年金所得控除の引き下げ」により、低所得世帯の均等・平等割額を軽減する際に、不利益が生じないよう所得の判定に係る基準額の計算方法を改正するもの。

具体的には、国保世帯内に年金及び給与所得のみの被保険者が2名以上いる場合、軽減判定の基準となる金額に加算を行うことで、基礎控除の10万円増と相殺するため10万円減となった給与所得控除、公的年金等控除の影響がないように、計算方法を見直す。

<例：7割軽減判定の際の基準>

(現行)

- ・国保世帯の総所得金額が33万円（基礎控除額）を超えない。



(改正後)

- ・国保世帯の総所得金額が43万円（基礎控除額） $\pm$   
 $(10万円 \times 給与及び年金所得のみの被保険者数 - 1)$  を超えない。

<現行>

【収入や所得】

所得等	①給与・年金収入	②給与所得控除 年金所得控除	③総所得金額 (軽減判定所得) ①-②	④基礎控除額	⑤基準総所得 (税率を掛ける所得) ③-④
被保険者1	1,300,000	1,000,000	300,000	330,000	0
被保険者2	1,000,000	1,000,000	0	330,000	0
合計	2,300,000	2,000,000	300,000	660,000	0

【7割軽減判定の基準額】

33万円を超えない世帯	330,000
-------------	---------

※③総所得金額の合計が、基準額33万円を超えないため、7割軽減に該当。



<改正後>

【収入や所得】

所得等	①給与・年金収入	②給与所得控除 年金所得控除	③総所得金額 (軽減判定所得) ①-②	④基礎控除額 (10万円増)	⑤基準総所得 (税率を掛ける所得) ③-④
被保険者1	1,300,000	900,000	400,000	430,000	0
被保険者2	1,000,000	900,000	100,000	430,000	0
合計	2,300,000	1,800,000	500,000	860,000	0

【軽減判定の基準額】

改正：33万円 → 43万円	430,000
+ 10万円 × (給与年金の加入数2人 - 1)	100,000
改正後の軽減判定所得 : 43万円 + 10万円	530,000

※③総所得金額の合計が、改正後基準額53万円を超えないため、7割軽減に該当。

(注) 給与所得控除、年金所得控除額は、実際の控除額とは異なる。

【施行日】

令和3年4月1日

## 《一部改正》

## ○ 犬山市介護保険条例の一部改正について（第7号議案）

## 【趣旨】

3年に一度の介護保険料の改定及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

## 【内容】

①令和3年度から令和5年度までの介護保険給付費見込み額の23%に当たる

「65歳以上の第1号被保険者が納付する介護保険料」を算出する。

その結果、保険料の増額が必要であったが、介護保険事業給付費基金を4億7,100万円取り崩すことにより、保険料率及び保険料基準月額を据え置くこととした。

（取り崩し後の基金残高 約1億7,400万円）

※基準月額・・・4,783円

## 令和3年度～令和5年度の介護保険料

基準月額 4,783円

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人及び、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.30※ (0.50)	17,200円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.40※ (0.65)	22,900円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.70※ (0.75)	40,100円
第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.85	48,700円
第5段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00 (基準額)	57,300円

（次ページに続く）



第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.15	66,000円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額120万円以上210万円未満の人	1.25	71,700円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.40	80,300円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.55	88,900円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.70	97,500円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.80	103,300円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	1.90	109,000円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.00	114,700円

※公費負担（国50%・県25%・市25%）により減額

②税制改正（平成30年度及び令和2年度）に伴い、第1号被保険者の所得段階の判定に係る「合計所得金額」の算定について改正するもの。

- ・低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除（税特別措置法第35条の3第1項）を追加する。
- ・給与所得控除及び公的年金控除の控除額が一律10万円引き下げられたことで介護保険料の算定において不利益が生じないよう、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額から10万円を控除する。

◎その他

犬山市は、広域連合を除く県下30市中、下から4番目に安い保険料となっている。（令和3年2月10日現在）

**【施行日】**

令和3年4月1日

## 《一部改正》

## ○ 犬山市道路占用料条例等の一部改正について（第8号議案）

## 【趣旨】

公共空間の利活用を推進するため、道路、公園、水路などについて、公募によりその活用方法を決定した場合の占用料等を定めるもの。

## 【内容】

## ◎改正する条例

条番号	条例名
第1条	犬山市道路占用料条例
第2条	犬山市都市公園条例
第3条	犬山市法定外公共用物の管理に関する条例

## ◎占用料等の金額

**現行** 条例に定める単価による額（定額）



**改正後** 公募により決定した額（限度なし）

## 【効果】

従来、管理者が道路、公園、水路などにおいて、その利活用を公募した場合でも、その土地の使用料金は、別表に定められた定額の単価により徴収することとなり、土地価格の市場性等が反映されないことから、結果として使用料金は安価なものとなっていた。

今回の改正により、従来の単価にとらわれず使用料金を設定できるため、歳入の増加が期待できる。

## ※公募による利活用の例

都市公園でのキッチンカーや物販、水路敷地での駐車場などが想定される。

## ※近隣市の状況（小牧市、江南市）

都市公園条例において、同趣旨の規定あり。

## 【施行日】

令和3年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市景観条例の一部改正について（第9号議案）

【趣旨】

歴史的なまちなみにおける景観を保全するため、その主たる構成要素である「歴史的建築物」に対し支援を行うもの。

【内容】

◎背景

- ・歴史的建築物は、ここ10年間で約2割が除却され、歴史的まちなみ景観が崩れつつある。

（平成22年度 約450件 ⇒ 令和元年度 約370件）

- ・歴史的建築物の保全について、その所有者等の意向を把握し、保全に向けた支援を提供する必要がある。

◎新設する制度

- ① 市長が指定した歴史的建築物の所有者等に対し、当該歴史的建築物の保全に係る意向を把握する。（年1回）
- ② 所有者等に対し歴史的建築物の保全に向けた助成対象の拡充、生活様式の改善に向けた改修へのアドバイスや利活用希望者とのマッチング情報の提供などについての支援を行う。
- ③ 所有者等は、歴史的建築物を除却しようとする場合、概ね1年前に届け出る。

歴史的建築物とは

景観計画のルールで定める「切妻平入日本瓦葺きの屋根」、「漆喰や下見板の外壁」、「格子戸、手すり」などの外観を有し、歴史的まちなみの手本となる、概ね戦前の建築物をいう。

【施行日】

令和3年4月1日

《一部改正》

- 犬山市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例等の一部改正について  
 (第10号議案)

【趣旨】

行政手続に係る押印の見直しに伴い、市民等から提出される書類への押印を不要とするもの。

【内容】

◎条例に押印を求める規定があり、改正するもの

条番号	条例名
第1条	犬山市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例
第2条	犬山城隅櫓兼茶室の管理及び運営に関する条例
第3条	犬山市火入れに関する条例
第4条	犬山市埋め立て等による地下水の汚染防止に関する条例

◎背景

行政手続において徴する押印の大半は、認印によるものであるが、市が進める「市民サービス革命」の取り組みの1つとして、慣例的に認印を求めることなどを見直し、真に必要とされる押印以外については、廃止することとした。

※認印とは…実印、代表者印など登録を受けた印以外の印(三文判や角印)をいう。

◎押印の見直しへの対応

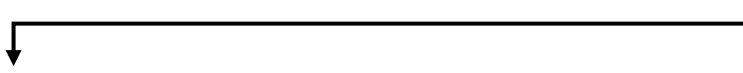
手続の区分	対応
国の法令等に基づく行政手続	国等から発出される通知などの内容を踏まえ、順次廃止
上記以外	会計(請求書、領収書等)及び契約(契約書、入札書等)に関する手続に係るものを除き、原則廃止

(次ページに続く)

◎押印見直しに係る事前調査結果（令和2年12月時点）

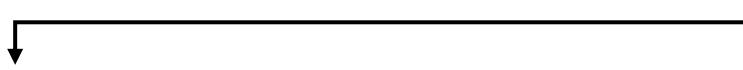
単位：件

全手続件数（市民 → 市）	2, 378
うち、今までに押印を不要とした手続	514
うち、現時点で押印が必要な手続	1, 864 ①



①の内訳

市として今年度中に押印を廃止する手続	823	
国、県等の制度改正が必要な手続	押印廃止見込	874
	押印存続	29
市として引き続き押印を求める手続	138 ②	



②の内訳

支払関係に伴う各種請求書	117
契約関係に伴う各種契約書、入札書等	21

※最終的に、全体の約93%に当たる行政手続について、押印を不要とする予定。

【施行日】

令和3年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市火災予防条例の一部改正について（第11号議案）

**【趣旨】**

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部を改正する省令に伴い、条例の一部を改正するもの。

**【内容】**

- ・電気自動車等を充電するための急速充電設備について、全出力の上限を、現行の50キロワットから200キロワットまで拡大し、あわせて火災予防上必要な措置を定めるため、所要の規定の整備を行うもの。

**【現状・課題】**

- ・電気自動車に搭載される電池の大容量化に伴い、現行基準の全出力50キロワットを超える全出力150－200キロワットの急速充電設備の規格が策定され、今後普及が予想される。
- ・現行の条例では全出力50キロワットを超える急速充電設備は、「変電設備」の規制の対象となり、現行基準では電気自動車の運転手が充電できないこと等不都合が生じている。

**【目的・効果】**

- ・火災予防上必要な措置を見直すことで、急速充電設備の全出力の上限を拡大し、現状の不都合を解消する。
- ・全出力50キロワットを超える急速充電設備は、全出力50キロワット以下のものに比べて電流が増大し、内部出火リスク等が高まることから届出を義務付ける。

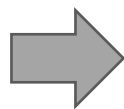
（次ページに続く）

《現状》

急速充電設備	20キロワット 超え 50キロワット 以下	届出 不要
--------	--------------------------------	----------

《改正後》

急速充電設備	20キロワット 超え 50キロワット 以下	届出不要
	50キロワット 超え 200キロワット 以下	届出必要



※50キロワットを超えるものは、  
『変電設備』として条例の  
規定が適用され、『変電設備』とし  
て届出が必要。

※戸建住宅やマンション等で充電できる「普通充電設備」は、規制の**対象外**。

◎その他

- ・現状、20キロワット超えから50キロワット以下の急速充電設備は届出を不要としているため、市内の具体的な設置件数は不明。また、変電設備の届出もない。ただし、20キロワット超えから50キロワット以下のものについては、少なくとも2件（カーディーラー1件、コンビニエンスストア1件）の設置を確認している。
- ・今後、設置が進められる場所として、ガソリンスタンド、カーディーラー、商業施設等が想定される。

【施行日】

令和3年4月1日

《一部改正》

- 犬山市国民健康保険条例及び犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（第32号議案）

**【趣旨】**

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

**【内容】**

各条例における「新型コロナウイルス感染症」の定義について、新型インフルエンザ等対策特別措置法を引用することにより定めていたが、同法の改正によりその引用部分（附則第1条の2）が削られたため、改めて本文中に定義し直すもの。

なお、定義する内容に変更はないため、各条例の対象となる市民や職員への影響はない。

**【施行日】**

公布の日



◎ 人 事

経営部 総務課

《公平委員会委員》

○ 犬山市公平委員会委員の選任について（第14号議案）

【趣旨】

犬山市公平委員会委員「齊木 昭子（さいき あきこ）」氏の任期満了に伴い、後任者を選任するにあたり、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【内容】

任期満了（令和3年5月13日）に伴う後任者として、新しく選任するもの。

氏 名 松本 恵（まつもと めぐみ） （新任）

生年月日 ■

任 期 4 年間

## 《固定資産評価審査委員会委員》

## ○ 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について（第15～18号議案）

## 【趣旨】

犬山市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、後任者を選任するにあたり、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

## 【内容】

## （第15号議案）

「沢田 和幸（さわだ かずゆき）」氏の任期満了（令和3年3月31日）に伴う後任者として、新しく選任するもの。

氏 名 中村 智章（なかむら ともあき）（新任）

生年月日 ■

任 期 3年間

## （第16号議案）

「吉野 弘（よしの ひろし）」氏の任期満了（令和3年3月31日）に伴う後任者として、引き続き選任するもの。

氏 名 吉野 弘（よしの ひろし）（再任）

生年月日 ■

任 期 3年間

## （第17号議案）

「石井 和宏（いしい かずひろ）」氏の任期満了（令和3年5月17日）に伴う後任者として、引き続き選任するもの。

氏 名 石井 和宏（いしい かずひろ）（再任）

生年月日 ■

任 期 3年間

## （第18号議案）

「原 好恵（はら よしえ）」氏の任期満了（令和3年5月17日）に伴う後任者として、引き続き選任するもの。

氏 名 原 好恵（はら よしえ）（再任）

生年月日 ■

任 期 3年間

## 4 令和3年度当初予算

### 「幸福が実感できる犬山へ前進！」

- ① 子育て環境の充実による幸福感の向上
- ② 市民サービス革命の加速推進による市民満足度の向上
- ③ 都市基盤強化による生活環境の向上
- ④ 賢い都市経営の推進による持続性の向上

令和3年度全会計当初予算 総額 444億787万6千円

前年度比 9億4,234万円・2.1%の減少

令和3年度一般会計当初予算 総額 253億4,368万7千円

※令和2年度一般会計当初予算 総額 259億2,244万2千円

前年度比 5億7,875万5千円・2.2%の減少

#### 1 総括（一般会計）

令和3年度の一般会計予算は、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の大幅な減収を見込んだことなどにより、予算規模としては4年ぶりの減少で、令和2年度当初予算との比較では2.2%の減少となった。

限られた財源の中で、今後の機動的なコロナ対策や風水害などへの備えとして財政調整基金の残高を確保したうえで、市民ニーズに応えるための新たな事業展開や窓口サービスの質の向上を図るとともに、将来への投資として、都市計画道路の整備や地区計画の推進にも重点的な配分を行った。

#### 2 歳入（一般会計）

予算規模全体の41.4%を占める市税は、総額で104億8,092万8千円を計上した。この額は、対前年度比で10億9,984万2千円、9.5%の減少となった。

その主な要因は、新型コロナウイルス感染症による全国的な経済の停滞で、前例がない状況であることから、リーマンショック時の実績等を参考にした。

主な内訳として、個人市民税にあつては個人所得の減収が、法人市民税にあつては法人税割の税率が引き下げられていることに加え、企業収益の大幅な減収があると見込み、共に大きく減額とした。固定資産税は、新・増築家屋の棟数が若干減っていることや令和3年度が評価替えの年であることを考慮し、減額とした。軽自動車税は登録台数が微増であることから増額としたが、市たばこ税は健康志向による喫煙離れが進むと見て減額とした。

- ・個人市民税 36億4,395万6千円  
(前年度比 △5億7,492万1千円、13.6%の減少)
- ・法人市民税 4億8,457万6千円  
(前年度比 △4億1,186万4千円、45.9%の減少)
- ・固定資産税 50億9,906万5千円  
(前年度比 △9,929万1千円、1.9%の減少)
- ・軽自動車税 1億7,227万4千円  
(前年度比 645万円、3.9%の増加)
- ・市たばこ税 3億4,242万4千円  
(前年度比 △1,792万9千円、5.0%の減少)

#### その他

- ・地方交付税 12億5,883万3千円  
(前年度比 △1,996万円・1.6%の減少)
- ・寄附金 10億2,244万8千円  
(前年度比 1億6,114万7千円・18.7%の増加)
- ・繰入金 12億6,751万3千円  
(前年度比 △4億5,641万5千円・26.5%の減少)
- 財政調整基金 4億7,231万7千円  
(前年度比 △2億5,586万7千円・35.1%の減少)
- ふるさと犬山応援基金 7億1,748万1千円  
(前年度比 6,079万2千円・9.3%の増加)
- ・市債 24億1,950万9千円  
(前年度比 7億7,211万円・46.9%の増加)
- 臨時財政対策債 16億2,260万9千円  
(前年度比 8億751万円・99.1%の増加)

### 3 歳出（一般会計）

目的別に歳出の主なものをみると、

(1) 民生費 92億9,386万8千円

(前年度比 △2億2,109万3千円・2.3%の減少)

障害者に係る予算が増加している一方で、福祉医療や生活保護に係る予算は減少している。また、前年度に実施した福祉会館の解体工事（約2億2千万円）の影響により、民生費全体では減少となっている。

(2) 総務費 40億1,229万3千円

(前年度比 3億9,400万5千円・10.9%の増加)

前年度から約2億3千万円の増加となったふるさと納税に係る経費（総額約14億4千万円）が含まれているほか、普通財産の売却益としての公共施設等管理基金積立金で約1億3千万円の増加となっている。

(3) 教育費 30億5,632万7千円

(前年度比 1,848万9千円・0.6%の増加)

予算総額としての変動は小さいが、読解力向上のための取り組みのさらなる充実を図るとともに、身体の障害や学習に困難を抱える児童生徒への対応を強化する。また、楽田小学校の整備が完了となる一方で、犬山南小学校の改築に係る実施設計に着手する。

(4) 土木費 25億3,864万3千円

(前年度比 △2億3,688万1千円・8.5%の減少)

前年度に大規模な砂防関連事業（約1億円）を実施したことや、国の補正予算による補助金を活用するために令和2年度補正予算として約1億4千万円を前倒しで計上した影響により、土木費全体では減少となっている。限られた財源の中、令和4年度中の供用開始を目指す都市計画道路富岡荒井線の整備や、市街化区域内における低未利用地の活用に繋がる地区計画の推進に注力する。

#### 参 考 財政調整基金

令和2年度末基金残高見込額	16億8,505万2,474円
令和3年度予算取り崩し額	4億7,231万7,000円
令和3年度予算積立額（利子分）	30万2,000円
令和3年度予算反映後基金残高	12億1,303万7,474円

## 令和3年度 当初予算会計別総括表

(単位：千円・%)

会計名		令和3年度 当初予算額 A	令和2年度 当初予算額 B	比較増減	
				対当初予算額 C = A - B	伸び率 C / B
一般会計		25,343,687	25,922,442	△ 578,755	△ 2.2
特別会計	国民健康保険計 特別会	6,923,736	6,952,266	△ 28,530	△ 0.4
	犬山城費計 特別会	209,460	230,410	△ 20,950	△ 9.1
	木曾川うかい事業費計 特別会	59,306	59,849	△ 543	△ 0.9
	介護保険計 特別会	5,375,729	5,868,841	△ 493,112	△ 8.4
	後期高齢者医療計 特別会	1,452,907	1,453,351	△ 444	0.0
小計		14,021,138	14,564,717	△ 543,579	△ 3.7
企業会計	水道事業会計	1,860,392	1,814,284	46,108	2.5
	下水道事業会計	3,182,659	3,048,773	133,886	4.4
小計		5,043,051	4,863,057	179,994	3.7
合計		44,407,876	45,350,216	△ 942,340	△ 2.1

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

## 令和3年度 一般会計当初予算歳入款別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 3 年 度		令 和 2 年 度		比 較 増 減	
	当 初 予 算 額 A	構 成 比	当 初 予 算 額 B	構 成 比	対当初予算額 C = A - B	伸 び 率 C / B
*1 市 税	10,480,928	41.4	11,580,770	44.7	△ 1,099,842	△ 9.5
2 地 方 譲 与 税	220,096	0.9	249,741	1.0	△ 29,645	△ 11.9
3 利 子 割 交 付 金	7,329	0.0	7,799	0.0	△ 470	△ 6.0
4 配 当 割 交 付 金	54,652	0.2	60,244	0.2	△ 5,592	△ 9.3
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	41,372	0.2	36,650	0.1	4,722	12.9
6 法 人 事 業 税 交 付 金	95,469	0.4	84,420	0.3	11,049	13.1
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,623,186	6.4	1,619,692	6.2	3,494	0.2
8 ゴルフ場利用税 交 付 金	19,107	0.1	20,563	0.1	△ 1,456	△ 7.1
9 環 境 性 能 割 交 付 金	62,455	0.2	70,770	0.3	△ 8,315	△ 11.7
10 地 方 特 例 交 付 金	93,956	0.4	82,299	0.3	11,657	14.2
11 地 方 交 付 税	1,258,833	5.0	1,278,793	4.9	△ 19,960	△ 1.6
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	10,238	0.0	9,345	0.0	893	9.6
*13 分 担 金 及 び 負 担 金	102,485	0.4	107,137	0.4	△ 4,652	△ 4.3
*14 使 用 料 及 び 手 数 料	544,059	2.1	577,065	2.2	△ 33,006	△ 5.7
15 国 庫 支 出 金	2,798,976	11.0	2,738,472	10.6	60,504	2.2
16 県 支 出 金	1,545,840	6.1	1,632,699	6.3	△ 86,859	△ 5.3
*17 財 産 収 入	169,177	0.7	29,265	0.1	139,912	478.1
*18 寄 附 金	1,022,448	4.0	861,301	3.3	161,147	18.7
*19 繰 入 金	1,267,513	5.0	1,723,928	6.7	△ 456,415	△ 26.5
*20 繰 越 金	700,000	2.8	700,000	2.7	0	0.0
*21 諸 収 入	806,059	3.2	804,090	3.1	1,969	0.2
22 市 債	2,419,509	9.5	1,647,399	6.4	772,110	46.9
合 計	25,343,687	100.0	25,922,442	100.0	△ 578,755	△ 2.2
* 自 主 財 源	15,092,669	59.6	16,383,556	63.2	△ 1,290,887	△ 7.9
依 存 財 源	10,251,018	40.4	9,538,886	36.8	712,132	7.5

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

## 令和3年度 一般会計当初予算歳出款別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 3 年 度		令 和 2 年 度		比 較 増 減	
	当 初 予 算 額 A	構 成 比	当 初 予 算 額 B	構 成 比	対 当 初 予 算 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
1 議 会 費	248,567	1.0	252,923	1.0	△ 4,356	△ 1.7
2 総 務 費	4,012,293	15.8	3,618,288	14.0	394,005	10.9
3 民 生 費	9,293,868	36.7	9,514,961	36.7	△ 221,093	△ 2.3
4 衛 生 費	2,188,030	8.6	2,368,816	9.1	△ 180,786	△ 7.6
5 農 林 業 費	263,962	1.0	344,789	1.3	△ 80,827	△ 23.4
6 商 工 費	512,340	2.0	856,039	3.3	△ 343,699	△ 40.1
7 土 木 費	2,538,643	10.0	2,775,524	10.7	△ 236,881	△ 8.5
8 消 防 費	1,145,224	4.5	958,710	3.7	186,514	19.5
9 教 育 費	3,056,327	12.1	3,037,838	11.7	18,489	0.6
10 災 害 復 旧 費	48,000	0.2	48,000	0.2	0	0.0
11 公 債 費	1,976,432	7.8	2,086,553	8.0	△ 110,121	△ 5.3
12 諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
13 予 備 費	60,000	0.2	60,000	0.2	0	0.0
合 計	25,343,687	100.0	25,922,442	100.0	△ 578,755	△ 2.2

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。



## 令和3年度 一般会計当初予算歳出性質別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 3 年 度		令 和 2 年 度		比 較 増 減	
	当 初 予 算 額 A	構 成 比	当 初 予 算 額 B	構 成 比	対 当 初 予 算 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
1 人 件 費	5,278,488	20.8	5,205,659	20.1	72,829	1.4
2 物 件 費	4,892,665	19.3	5,148,399	19.9	△ 255,734	△ 5.0
3 補 助 費 等	2,021,005	8.0	2,237,747	8.6	△ 216,742	△ 9.7
4 扶 助 費	4,979,949	19.6	4,960,011	19.1	19,938	0.4
5 維 持 補 修 費	79,994	0.3	91,968	0.4	△ 11,974	△ 13.0
6 普 通 建 設 費 事 業	1,793,449	7.1	2,077,169	8.0	△ 283,720	△ 13.7
7 繰 出 金	2,427,074	9.6	2,450,285	9.5	△ 23,211	△ 0.9
8 投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金	520,488	2.1	577,607	2.2	△ 57,119	△ 9.9
9 積 立 金	1,266,143	5.0	979,044	3.8	287,099	29.3
10 公 債 費	1,976,432	7.8	2,086,553	8.0	△ 110,121	△ 5.3
11 災 害 復 旧 費 事 業	48,000	0.2	48,000	0.2	0	0.0
12 予 備 費	60,000	0.2	60,000	0.2	0	0.0
合 計	25,343,687	100.0	25,922,442	100.0	△ 578,755	△ 2.2

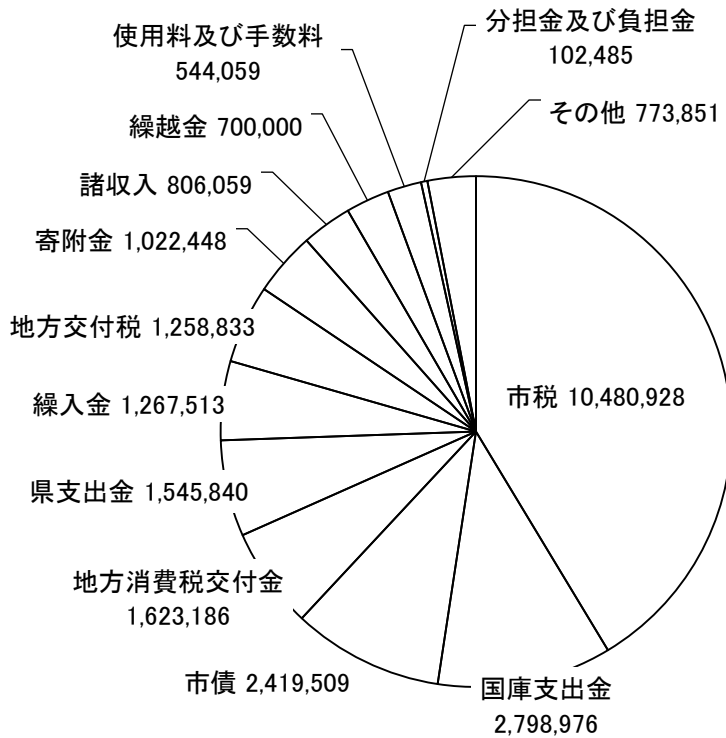
※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

令和3年度 一般会計当初予算歳入歳出構成比表

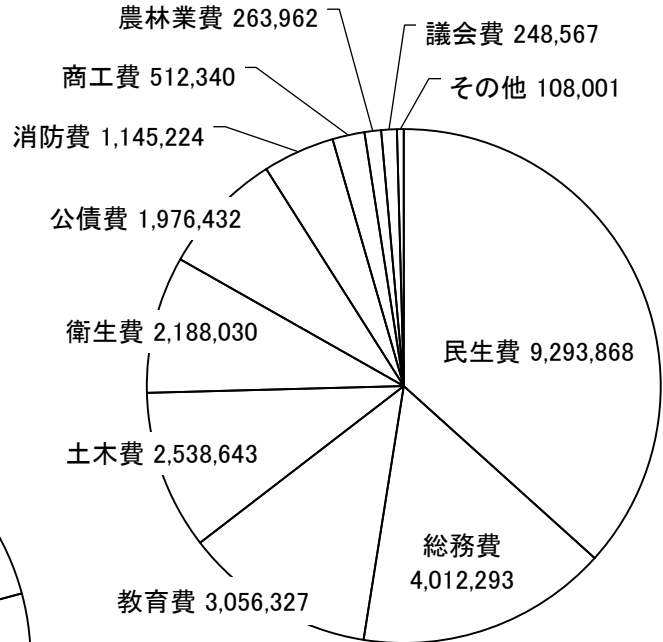
予算規模  
25,343,687千円

歳入（款別）

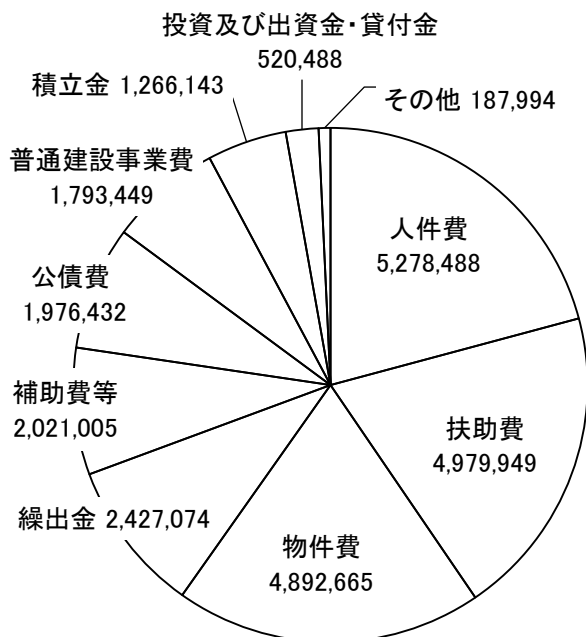
単位：千円



歳出（款別）



歳出（性質別）



令和3年度当初予算 主な新規主要事業

幸福が実感できる犬山へ前進！

子育て環境の充実による幸福感の向上	34 ページ
多子・多胎世帯に対する子育て支援策を実施していきます	832 万円
犬山南小学校校舎の大規模改修に向け設計を進めます	4,918 万円
読解力向上に取り組めます	4,850 万円
市民サービス革命の加速推進による市民満足度の向上	38 ページ
市民課と出張所の窓口を「書かなくていい窓口」にします	626 万円
粗大ごみ戸別収集の電話受付日を拡大します	250 万円
重度身体障害者(児)の入浴を支援する制度を創設します	315 万円
都市基盤強化による生活環境の向上	41 ページ
都市計画道路富岡荒井線を整備します	2 億 2,013 万円 R2 補正 1 億 2,000 万円
五ヶ村排水区の排水路を整備します	8,778 万円
防災重点農業用ため池の耐震化を推進します	2,078 万円 R2 補正 1,704 万円
賢い都市経営の推進による持続性の向上	44 ページ
ふるさと納税制度を活用して財源確保を推進します (10 億 1,800 万円の寄附金獲得を目指すための経費)	4 億 2,205 万円
売却に向け分庁舎を解体します	3,477 万円
売却に向け犬山西公民館を解体します	1,553 万円

## 多子・多胎世帯に対する子育て支援策を実施していきます

事業費

832万円

担当課

子ども未来課 ほか

多子・多胎世帯を対象に、経済的支援や育児負担の軽減につながる子育て支援施策を令和3年度から順次すすめていきます。



予算科目

3-2-2 ほか

目名

保育所費 ほか

特定財源

国庫補助金 34万円 県補助金 23万円  
健康市民づくり基金繰入金 11万円 多子多胎家庭療育支援事業収入 11万円

事業の目的

少子化対策を踏まえ、経済的支援や育児負担の軽減などを目的とし、多子世帯、多胎世帯に対する子育て支援施策として、令和3年度以降、実施可能なものから順次すすめていきます。

具体的には、3人以上の子どもを持つ家庭や双子など多胎児をもつ世帯に対し、ライフステージに応じた様々な分野からなる子育て支援施策を一つのパッケージとしてとりまとめ、第3子以降の子が中学校を卒業するまで継続的に支援できるように進めていきます。

事業の内容

【令和3年度実施】

多胎妊婦：妊婦健診受診票の追加交付（健康推進課）

多胎妊婦、多子・多胎世帯：家事援助などを行うヘルパー派遣事業（子ども未来課）

多子世帯：既存の移住・定住補助金に20万円上乘せ（都市計画課）

多子・多胎世帯：犬山産の新米10kgを提供（産業課）

市主催の各種講座等の一部の参加費等を無料化（子ども未来課ほか）

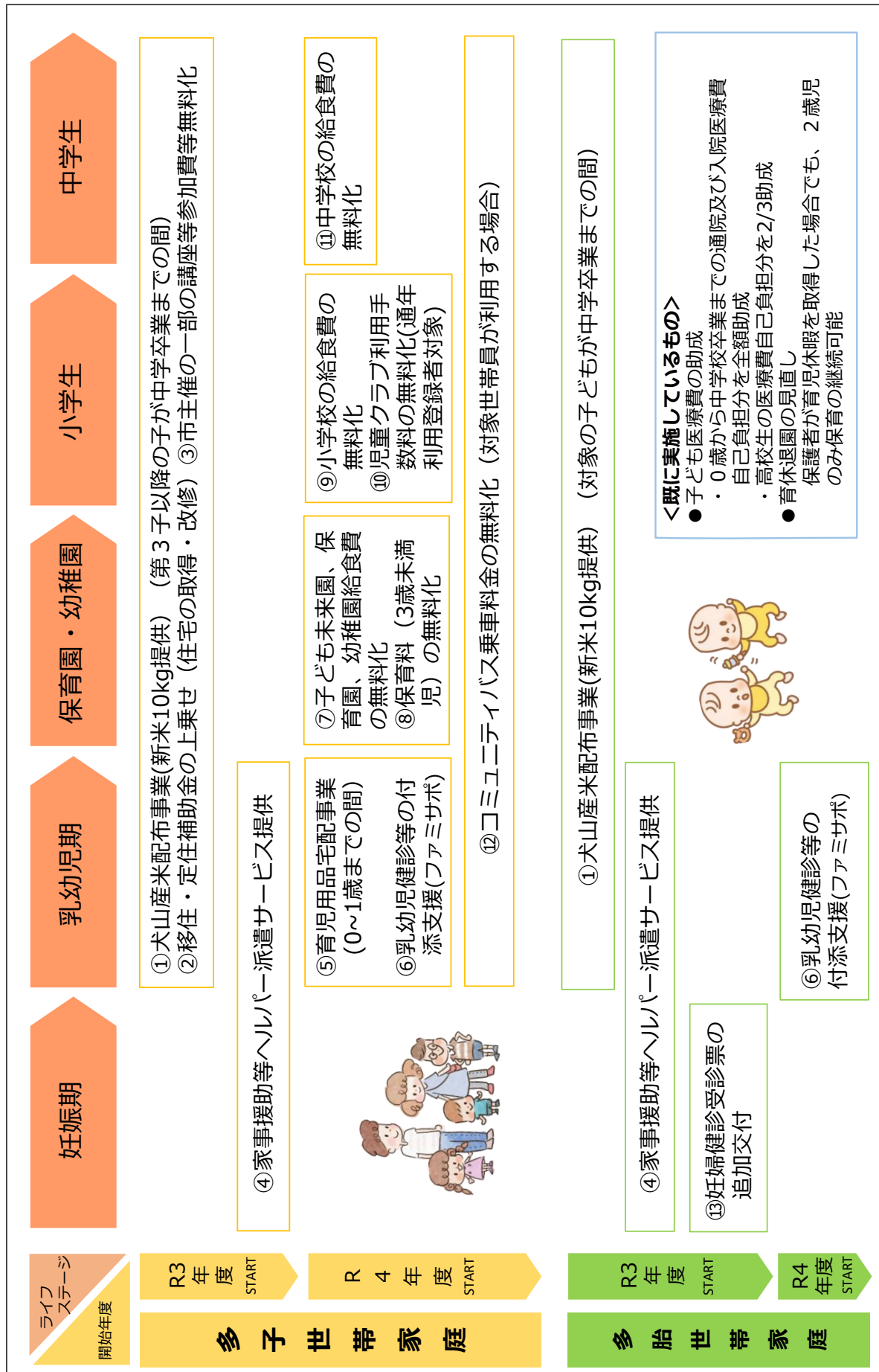
事業の効果

子育てに関する経済的支援や育児負担軽減のためのサービス提供により、出産、子育てに不安をもつ家庭や保護者の孤立化が抑制されるとともに、子どもをとりまく家庭等における生活や心理的安定により、健やかな子どもの成長へとつながります。

また、犬山に住みたい、住み続けたいという定住促進にもつながります。

# 犬山市多子・多胎世帯子育て支援施策

多子世帯：同一世帯で3人以上の子どものを持つ家庭で、第3子以降の子が中学生以下の世帯  
 多胎世帯：双子（ふたご）以上の子どもを持つ家庭



## 犬山南小学校校舎の大規模改修に向け設計を進めます

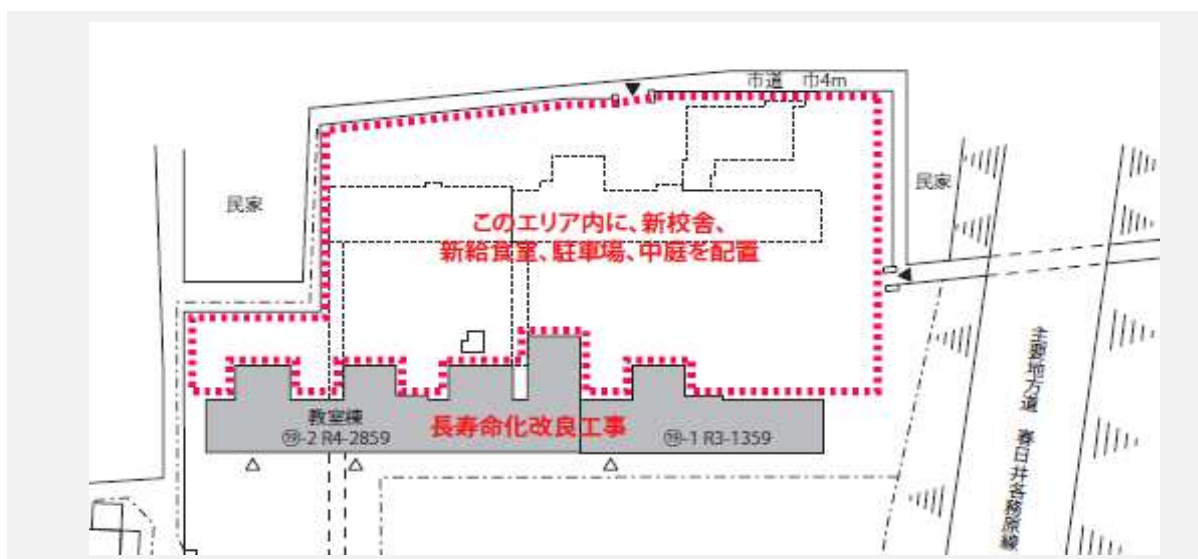
事業費

4,918万円

担当課

学校教育課

児童の教育環境の向上と、犬山南小学校区の拠点として、利用しやすい複合施設とします。



予算科目

9-2-3

目名

学校整備費

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 1,938万円 市債 2,980万円

事業の目的

犬山市の「学びの学校建築」を基本に、学習を支援する学校・子どもたちの生活を守る学校・地域の伝統や遺産を継承する学校を軸として、学校や地域との協議を大切にしながら設計や施工を進めてきます。

整備内容は、北校舎（昭和33年建築）と給食室（昭和48年建築）は建替え、中庭とともに整備を行います。また、南校舎（昭和47年建築）は長寿命化改良し、学校全体の機能を改善し、よりよい環境整備を図ります。

事業の内容

- 令和元年度 校舎の耐力度調査を実施し、北校舎は建替え、南校舎は長寿命化改良の評価を受ける。【文部科学省基準】
- 令和2年度 基本構想を策定。策定後、設計委託業者を決定し、基本設計業務を実施。
- 令和3年度 基本設計策定後、実施設計業務を実施。
- 令和4年度 実施設計策定後、工事施工。

事業の効果

より良い安心安全な教育環境の施設を整備し、児童・教員・地域住民などが利用しやすい学校を整備し充実を図ります。合わせて既存の児童クラブ（子ども未来課）機能を残しながら、学校内での整備をします。



## 読解力向上に取り組みます

事業費

4,850万円

担当課

学校教育課・  
文化スポーツ課

これからの時代を生き抜く子どもが習得すべき、感性・創造性を高めるために、読解力・論理力を磨きます。



予算科目

9-1-2 9-2-1  
9-5-5

目名

事務局費 学校管理費 図書館費  
(人件費を含む)

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 4,255万円

事業の目的

読解力の向上と図書館教育に関する研究体制を充実させ、読解力・読書量の向上を図り生涯にわたって自ら学び続ける感性豊かな人づくりの実現をめざします。

事業の内容

平成30年度に策定した読解力向上プログラムに基づいた事業を進めています。  
「読む・書く・聞く・話す」力のそれぞれの観点で、到達目標を具体的にし、読解力を客観的に判断するために、読解力診断テスト（RST）を実施します。その結果を参考に、教員による授業改善委員会にて協議し、改善を図ります。  
教育現場は、教員の多忙化解消・不登校対策などの大きな教育課題に加え、GIGAスクール構想・コミュニティスクールの設置など新たな教育課題が山積しています。これらに対応するとともに、多様化する人権教育を推進し、主要施策である読解力向上を進めるために、新た指導主事を1名追加配置します。  
令和2年度からは各校の図書館教育を担う教員による読書活動推進委員会を設置するとともに、各校の読書教育への支援をする図書館コーディネーターを設置し、各校の読書量の増加を目指しています。令和3年度からは市立図書館に学校連携図書館司書を1名配置して、市立図書館と学校図書館との連携を強化し、事業の加速化を図ります。

事業の効果

各教科で「正しく読む」を達成するための実践をすることで、読解力の向上を図ることができま

す。  
各学校が図書館教育に取り組むことで、より多くの児童生徒が図書館を活用し、多くの書籍に出会うこととなります。また、学校連携司書が各小学校を巡回し、学年ごとに読んで欲しい本やおすすめ本をブックトラックにまとめ、教室前や廊下に設置するなど、本を活用した授業を支援することで、子ども達が本の魅力を体感できるようになります。

生涯にわたって自ら学び続ける感性豊かな人づくりの実現につながります。

# 市民課と出張所の窓口を「書かなくていい窓口」にします

事業費

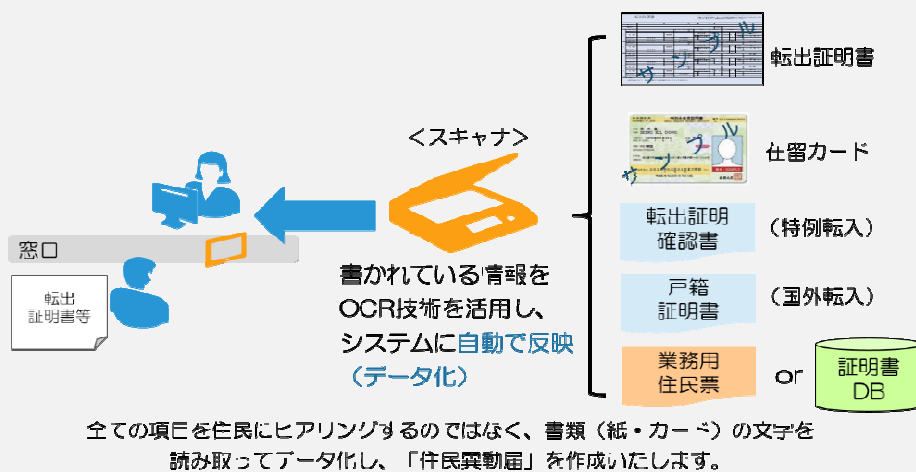
626万円

担当課

市民課・情報政策課  
・総務課

証明書等の発行手続きや、住所等の異動手続きについて、新規にシステムを導入することで、申請書類の記入を不要とし、お客様が「書かなくていい窓口」にします。

## 住民異動手続きの一元管理



予算科目

2-3-1 ほか

目名

戸籍住民基本台帳費 ほか

特定財源

なし

事業の目的

書かなくていい窓口とすることで、来庁したお客様が迷わず・簡単に手続きができるようにします。また、インターネットにつなぐことができる番号発券機を導入することで、来庁者の分散を促し窓口の混雑を防ぐことができます。

事業の内容

市民課及び出張所窓口において、職員がシステムを使いお客様の申請書や異動届を作成することで、お客様が書かなくていい窓口にします。また、関連する手続きに必要な申請書類も同様に作成します。併せて窓口のローカウンター化や、混雑状況等を来庁前に確認できる番号発券機を導入します。

・番号発券機(戸籍住民基本台帳費)132万円 ・書かなくていい窓口(情報システム管理費)368万円  
・カウンター改修(財産管理費)125万円

事業の効果

来庁したお客様の手続きの負担を軽減し、利便性を向上します。また、番号発券機は順番整理機能に留まらず、窓口の混雑状況や受付番号の照会などを離れた場所からお客様自身で確認することができ来庁者の分散化を図ることができます。



## 粗大ごみ戸別収集の電話受付日を拡大します

事業費

250万円

担当課

環境課

令和3年4月から粗大ごみ戸別収集の電話受付を土日・祝日も行います。

粗大ごみ受付センター  
フリーダイヤル（無料）  
0120-484-530  
午前9時から午後5時まで  
（12月29日から1月3日を除く。）



予算科目

4-3-2

目名

ごみ処理費

特定財源

なし

事業の目的

粗大ごみ戸別収集の電話受付を粗大ごみ受付センター（フリーダイヤル0120-484-530）で、午前9時から午後5時まで（12月29日から1月3日を除く。）行います。

事業の内容

- ①地区ごとに決められた月2回の収集日の1か月前から7日前までに、粗大ごみ受付センターに電話して、住所、町内名、氏名（世帯主名）、電話番号、粗大ごみの品名、数量を申し出てください。
- ②粗大ごみ1点につき1枚の処理券（1,000円）を市役所、出張所、コンビニエンスストア等で購入してください。
- ③処理券に氏名または受付番号と収集日を記入して、粗大ごみの見やすいところに貼ってください。
- ④粗大ごみを収集日当日の午前8時までに、ご家庭の玄関先などの敷地内で道路に近い場所に出してください。立ち合いの必要はありません。

事業の効果

粗大ごみ戸別収集の電話受付を土日・祝日（午前9時から午後5時まで。12月29日から1月3日を除く。）も行うことで、利便性を向上します。

## 重度身体障害者（児）の入浴を支援する制度を創設します

事業費

315万円

担当課

福祉課

重度身体障害者（児）の機械浴槽を利用した入浴を支援する制度を創設します。



予算科目 3-1-2

目名 障害者福祉費

特定財源 なし

### 事業の目的

家庭において入浴することが困難な重度身体障害者（児）（以下「重度身体障害者等」という。）に施設において入浴サービスを提供し、重度心身障害者等の身体の清潔を保つとともに、外出の機会を提供し、もって障害者福祉の増進を図ります。

### 事業の内容

障害福祉事業所に備える特殊機械浴槽を、運営時間外の空き時間を活用し、在宅で生活する重度身体障害者等の入浴の機会を確保します。実施は公募による登録事業者を予定しています。

予約した時間に家族等の支援により施設の機械浴槽で入浴します。機械操作等があるため施設職員1名が介添えします。（本人負担額：500円/回）

315万円（助成額：2,500円×35人×4回/月×9カ月）

### 事業の効果

重度身体障害者等の入浴の機会を増やし、身体を清潔に保ち、外出の機会にもつながり、心身の健康を促進します。また、介護者の負担軽減につながります。

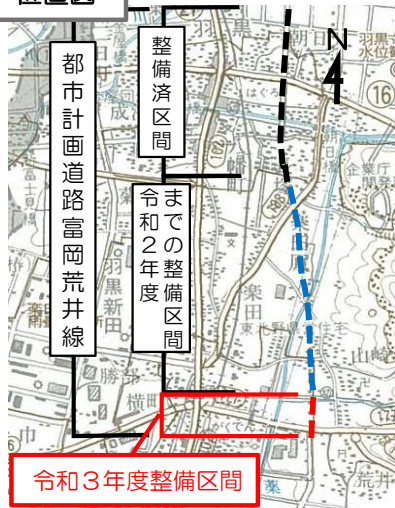
# 都市計画道路富岡荒井線を整備します

事業費 【令和2年度予算分】 1億2,000万円  
【令和3年度予算分】 2億2,013万円

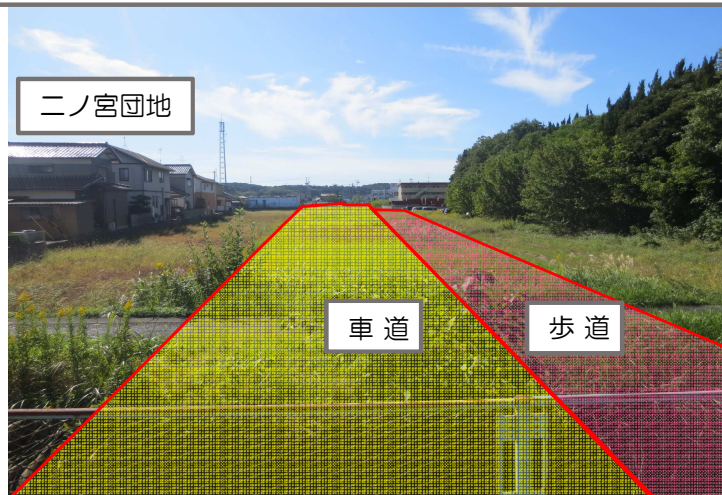
担当課 整備課

市の道路網における南北軸となる幹線道路整備により、道路利用者の安全確保や渋滞緩和、消火活動困難地域を解消し、地域の発展を図ります。

## 位置図



## 整備イメージ (二ノ宮川～上小針交差点)



予算科目 7-4-4

目名 街路事業費

## 特定財源

【令和2年度分】 国庫補助金 5,000万円 市債 7,000万円  
【令和3年度分】 国庫補助金 4,428万円 県補助金 870万円  
ふるさと犬山応援基金繰入金 2,486万円 市債 1億4,230万円

## 事業の目的

都市計画道路富岡荒井線は犬山市を南北に縦断する幹線道路であり、北側より順次整備を進めていますが、南部の楽田地区内は未整備です。この区間の現状は、並行する県道善師野西北野線の道幅が狭く歩道もないため、朝夕の通勤通学時には自動車・自転車・歩行者が錯綜して大変危険です。また、消防車などの緊急車両の通行が困難な状況にあることから、幹線道路の整備により、道路利用者や周辺地域住民の安心・安全を確保します。

## 事業の内容

令和2年度までは犬山市南部高齢者活動センターから番前地内の二ノ宮川付近までの区間を継続して整備してきており、事業用地の確保がすべて完了しました。令和3年度は惣作工区の道路整備工事及び二ノ宮川の橋梁工事を進め、令和4年12月末までに上小針交差点までの開通を目指します。

## 事業の効果

都市計画道路富岡荒井線は市の道路網の南北軸を構成する重要な路線であるとともに、現在狭あいな県道善師野西北野線のバイパスとしての機能を有しています。そのため、幅の広い歩道や2車線の車道を整備し、自転車・歩行者の安全確保や周辺の消火活動困難地域の解消、渋滞緩和などを図ります。また、市の南北地域間におけるアクセス性が向上し、地域の発展に寄与することができます。

※この事業は、国の社会資本整備総合交付金を活用するため、経費の一部を令和2年度予算として計上し、実際の整備は令和3年度に実施します。

## 五ヶ村排水区の排水路を整備します

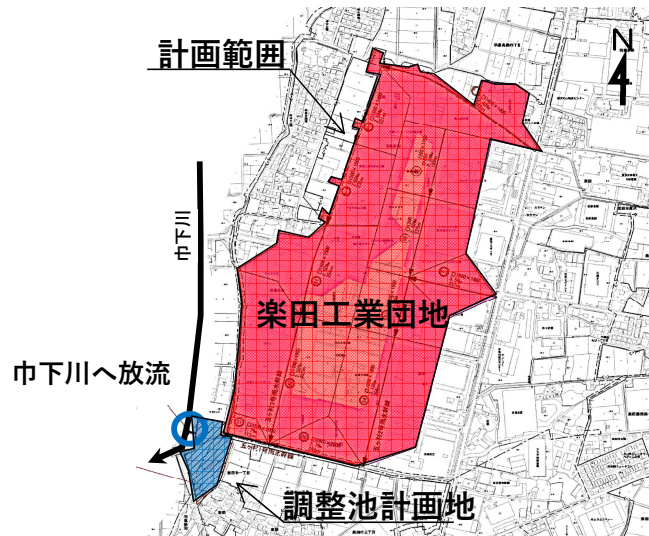
事業費

8,778万円

担当課

整備課

都市浸水被害を防ぐため、排水網の増強及び調整池の整備を行います。



予算科目

下水道事業  
会計

目名

雨水管路建設費

特定財源

国庫補助金 3,500万円 企業債 5,260万円

事業の目的

下水道整備計画（雨水）に基づき、特定都市下水道として計画している排水区を優先し排水網の増強や調整池を整備することで、内水被害軽減及び放流河川への負荷を軽減し、流域水害対策を推進します。

事業の内容

五ヶ村排水区下流域について、令和2年度までに基本設計及び事業計画の策定を行ったため、令和3年度は事業計画に基づき詳細設計及び調整池の用地取得を進めます。その後、調整池及び函渠の整備を進めます。

事業の効果

犬山市の下水道計画で定めている概ね5年に1回程度の降雨(52.4mm/hr)が発生した場合の都市浸水に対する安全性が確保され、災害に強いまちづくりに寄与します。



## 防災重点農業用ため池の耐震化を推進します

事業費 【令和2年度予算分】 1,704万円  
【令和3年度予算分】 2,078万円

担当課 整備課

防災重点農業用ため池の安全性を確保し、安全安心な市民生活を守ります。

改修前のため池



改修後のため池



予算科目 5-1-4

目名 土地改良費

特定財源 【令和2年度予算分】 市債 1,700万円  
【令和3年度予算分】 市債 1,660万円

### 事業の目的

近年、集中豪雨が頻発する傾向にあり、これに伴い土砂災害も増加傾向にあります。東日本大震災や集中豪雨によって、ため池決壊により尊い人命が失われるとともに、住宅や農地などでも被害が発生しており、大規模地震に備えた耐震照査と必要な整備の実施が急務となっています。

このため、犬山市においても防災重点農業用ため池について、ため池の持つ多目的な機能を保全しつつ、安全・安心な生活を築くため、耐震性が不足する池の改修を行います。

### 事業の内容

防災重点農業用ため池において、劣化状況、地震及び豪雨耐性の評価等を実施し、防災工事を必要とするため池については順次整備を進めてまいります。

令和3年度は、善師野南地区（奥下屋下池）、割洞第一池、塔野地南地区（橋爪池）、平谷第一池、切塞第一池、北洞南池において耐震工事等を愛知県が事業主体となって実施し、負担金を支出するものです。

### 事業の効果

大規模地震により、破堤の危険性があるため池において、耐震工事を実施することにより、市民の安全・安心な生活環境の確保を図るとともに、安定した営農活動の支援地域の発展に寄与します。

※この事業は、国の農村地域防災減災事業費補助金を活用するため、経費の一部を令和2年度予算として計上し、実際の整備は令和3年度に実施します。

## ふるさと納税制度を活用して財源確保を推進します

事業費

4億2,205万円

担当課

経営改善課

全国からふるさと犬山応援寄附金を募り、自主財源の確保と犬山のPRを図ります。



予算科目

2-1-13

目名

ふるさと納税推進費

特定財源

ふるさと犬山応援基金積立金利子 29万円

事業の目的

ふるさと納税により、犬山市へご寄附いただいた方へ記念品を贈呈するなどして、寄附金の増加を図ることで、自主財源の確保に努めます。

また、犬山らしい事業への寄附を募る取り組みや、記念品を全国の寄附者に贈呈することで、当市や市内事業者等のPRのほか、消費を伴う産業の活性化を図ります。

事業の内容

○ふるさと納税による寄附を募るため、インターネットでの申し込み、カード決済などのキャッシュレス決済の活用、記念品（特産品やベビー用品など約300品目（令和3年1月時点））の贈呈を実施します。

○使い道は9つ（歴史・文化、産業、子育て、福祉、教育、健康、環境、都市基盤、市長におまかせ）

○寄附金は基金に積み立て、寄附者の意向に沿う事業の財源として1～12月までの寄附を翌年度の予算に充当します。

○さらなる財源確保のため、申し込みサイトを増設（ふるなびを予定）します。

事業の効果

本事業は、平成27年9月の開始以来、毎年度、寄附金額の実績を伸ばしており、令和2年度は1月末時点で約7億1千万円であり、着実な財源確保に繋がっています。

令和3年度も申し込みサイトの拡充や効果的なPRなどを実施することで、10億1,800万円の寄附金の獲得を目指し、本市の財政負担の軽減を図ります。

## 売却に向け分庁舎を解体します

事業費

3,477万円

担当課

総務課

令和3年3月31日をもって閉庁する分庁舎を解体し、翌年度以降に跡地の売却を進めていきます。



【分庁舎】

予算科目

2-1-3

目名

財産管理費

特定財源

公共施設等管理基金繰入金 3,477万円

事業の目的

昭和62年、東海郵政局から取得した建物(旧犬山郵便局)を改修し、分庁舎として使用してきましたが、消防署北出張所の移転や施設全体の老朽化に伴い、今後、維持管理費の増大が見込まれることから令和3年3月31日に閉庁することとしました。これに伴い分庁舎を解体し、跡地の売却につなげます。

【敷地面積1,123.32㎡、建築面積416.03㎡、延床面積832.06㎡】

事業の内容

分庁舎の解体のための設計と解体工事を行います。

○分庁舎解体設計監理委託料 157万円

○分庁舎解体工事請負費 3,320万円

事業の効果

解体により、分庁舎の維持管理費が不要となります。  
建物解体後の跡地は、売却を予定（令和4年度）しており、財源確保につながります。



## 売却に向け犬山西公民館を解体します

事業費

1,553万円

担当課

文化スポーツ課

令和3年3月31日をもって閉館する犬山西公民館を解体し、翌年度以降に跡地の売却を進めていきます。



予算科目

9-5-3

目名

公民館費

特定財源

公共施設等管理基金繰入金 1,553万円

事業の目的

昭和38年に旧職業安定所として竣工され、昭和61年7月から犬山西公民館として使用してきましたが、築57年が経過し今後維持管理費の増大が見込まれること、犬山西地区における公共施設の再配置が軌道にのったこと等から、令和3年3月31日に閉館することとなりました。(令和2年9月議会において犬山西公民館の用途廃止に係る条例可決済)

これに伴い、令和3年度に施設を解体し、令和4年度以降に土地の売却を進めていきます。  
【敷地面積：945.33㎡、建築面積：197.71㎡、延床面積：313.53㎡】

事業の内容

犬山西公民館の解体工事等を行います。

○犬山西公民館測量調査委託料	67万円
○犬山西公民館解体工事監理業務委託料	29万円
○犬山西公民館解体工事請負費	1,450万円
○引越し手数料	7万円

事業の効果

解体工事の実施によって、犬山西公民館に係る維持管理費が削減となります。  
解体工事終了後は、跡地を売却します。



## 5 令和2年度2月補正予算

### ○ 予算規模

#### 総予算（企業会計を含む）

9億5,856万9千円を増額補正  
補正後予算額 → 562億9,189万1千円  
（補正予算前予算と比較して1.73%の増）

#### 一般会計

7億9,805万1千円を増額補正  
補正後予算額 → 361億8,964万7千円  
（補正予算前予算と比較して2.25%の増）

#### 特別会計

3,351万8千円を増額補正  
補正後予算額 → 151億1,081万2千円  
（補正予算前予算と比較して0.22%の増）

#### 企業会計

1億2,700万円の増額補正  
補正後予算額 → 49億9,143万2千円  
（補正予算前予算と比較して2.61%の増）

## 令和2年度 補正後予算会計別総括表

(単位：千円・%)

会 計 名		令和2年度 (令和3年定例議会) 14号補正			令和元年度 最終補正	比 較 増 減	
		補正前の額	補 正 額	補正後の額 A	補正後の額 B	対前年度	伸 び 率
						予算額 C = A - B	C / B
一 般 会 計		35,391,596	798,051	36,189,647	28,405,938	7,783,709	27.4
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 計 特 別 会 計	7,050,615	33,125	7,083,740	7,245,592	△ 161,852	△ 2.2
	犬 山 城 費 計 特 別 会 計	191,072	275	191,347	395,646	△ 204,299	△ 51.6
	木 曾 川 う かい 事 業 費 計 特 別 会 計	45,172		45,172	71,674	△ 26,502	△ 37.0
	介 護 保 会 險 計 特 別 会 計	6,314,375	118	6,314,493	5,796,854	517,639	8.9
	後 期 高 齢 者 医 療 計 特 別 会 計	1,476,060		1,476,060	1,224,629	251,431	20.5
小 計		15,077,294	33,518	15,110,812	14,734,395	376,417	2.6
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	1,815,065		1,815,065	1,794,677	20,388	1.1
	下 水 道 事 業 会 計	3,049,367	127,000	3,176,367	3,089,453	86,914	2.8
	小 計	4,864,432	127,000	4,991,432	4,884,130	107,302	2.2
合 計		55,333,322	958,569	56,291,891	48,024,463	8,267,428	17.2

※水道事業会計と下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

## 令和2年度 一般会計補正後予算歳入款別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 2 年 度		令 和 元 年 度		比 較 増 減	
	14号補正後 予 算 額 A	構 成 比	最 終 補 正 後 予 算 額 B	構 成 比	対 前 年 度 算 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
*1 市 税	11,491,393	31.8	11,948,955	42.1	△ 457,562	△ 3.8
2 地 方 譲 与 税	224,606	0.6	241,892	0.9	△ 17,286	△ 7.1
3 利 子 割 交 付 金	10,307	0.0	10,632	0.0	△ 325	△ 3.1
4 配 当 割 交 付 金	63,335	0.2	67,206	0.2	△ 3,871	△ 5.8
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	61,841	0.2	36,655	0.1	25,186	68.7
6 法 人 事 業 税 金 交 付 金	79,175	0.2	/	/	79,175	皆増
7 地 方 消 費 税 金 交 付 金	1,608,333	4.4	1,307,162	4.6	301,171	23.0
8 環 境 性 能 割 金 交 付 金	19,107	0.1	20,563	0.1	△ 1,456	△ 7.1
9 自 動 車 取 得 税 金 交 付 金	53,825	0.1	102,631	0.4	△ 48,806	△ 47.6
10 地 方 特 例 交 付 金	93,955	0.3	166,696	0.6	△ 72,741	△ 43.6
11 地 方 交 付 税	1,387,308	3.8	1,312,390	4.6	74,918	5.7
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	10,238	0.0	9,345	0.0	893	9.6
*13 分 担 金 及 び 金 負 担 金	91,967	0.3	183,989	0.6	△ 92,022	△ 50.0
*14 使 用 料 及 び 料 手 数 料	433,617	1.2	551,299	1.9	△ 117,682	△ 21.3
15 国 庫 支 出 金	11,702,970	32.3	3,146,572	11.1	8,556,398	271.9
16 県 支 出 金	1,740,282	4.8	1,571,057	5.5	169,225	10.8
*17 財 産 収 入	62,048	0.2	50,779	0.2	11,269	22.2
*18 寄 附 金	865,948	2.4	855,568	3.0	10,380	1.2
*19 繰 入 金	2,173,864	6.0	2,259,348	8.0	△ 85,484	△ 3.8
*20 繰 越 金	911,235	2.5	1,052,570	3.7	△ 141,335	△ 13.4
*21 諸 収 入	852,419	2.4	857,937	3.0	△ 5,518	△ 0.6
22 市 債	2,251,874	6.2	2,652,692	9.3	△ 400,818	△ 15.1
合 計	36,189,647	100.0	28,405,938	100.0	7,783,709	27.4
* 自 主 財 源	16,882,491	46.7	17,760,445	62.5	△ 877,954	△ 4.9
依 存 財 源	19,307,156	53.3	10,645,493	37.5	8,661,663	81.4

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

## 令和2年度 一般会計補正後予算歳出款別表

(単位：千円・%)

区 分	令 和 2 年 度		令 和 元 年 度		比 較 増 減	
	14号補正後 予算額 A	構 成 比	最 終 補 正 後 予算額 B	構 成 比	対 前 年 度 算 額 C = A - B	伸 び 率 C / B
1 議 会 費	247,062	0.7	253,033	0.9	△ 5,971	△ 2.4
2 総 務 費	12,103,990	33.4	4,761,195	16.8	7,342,795	154.2
3 民 生 費	9,703,874	26.8	9,335,541	32.9	368,333	3.9
4 衛 生 費	3,181,304	8.8	2,438,836	8.6	742,468	30.4
5 農 林 業 費	358,971	1.0	292,610	1.0	66,361	22.7
6 商 工 費	1,498,310	4.1	1,146,553	4.0	351,757	30.7
7 土 木 費	2,759,077	7.6	2,480,751	8.7	278,326	11.2
8 消 防 費	939,221	2.6	901,368	3.2	37,853	4.2
9 教 育 費	3,160,137	8.7	4,607,460	16.2	△ 1,447,323	△ 31.4
10 災 害 復 旧 費	48,000	0.1	48,000	0.2	0	0.0
11 公 債 費	2,081,740	5.8	2,080,590	7.3	1,150	0.1
12 諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
13 予 備 費	107,960	0.3	60,000	0.2	47,960	79.9
合 計	36,189,647	100.0	28,405,938	100.0	7,783,709	27.4

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

※予備費（充用先の款を含む）の予算額は、充用前の金額を記載しています。

◎ 補正予算に計上した主な事業

市民部 防災交通課

《一般会計》

○ ハザードマップ更新（災害対策事務）

補正予算要求額 194万3千円

【補正理由】

令和2年度、愛知県が郷瀬川、新郷瀬川の想定しうる最大規模の雨量の想定（L2）を公表する予定で、そのハザードマップの作成予算を当初で計上していた。しかし、今年度に入って、入鹿池と新川流域（五条川、半之木川、薬師川、合瀬川）の浸水予想図が追加で公表されることがわかり、10月中旬になって愛知県が作成したデータを入手したことから、予定していた郷瀬川、新郷瀬川に、これらを追加したハザードマップを作成する。また、作成経費については、当初予定した愛知県の補助率30%の「南海トラフ地震等対策事業費補助金」の予定から、国の補助率50%の「防災・安全交付金」が活用可能となったため、併せて変更する。

【内容】

令和元年5月に全戸配布した「防災ハンドブック」とともに配布したハザードマップに追加することにより、市民があらかじめ自宅の被害想定を確認し、適切な逃げ時の判断ができるように、ハザードマップを作成し全戸配布する。

【効果】

より多くの浸水想定を反映したハザードマップを配布することにより、より一層、地域の危険度を把握し、自らが命を守る行動に繋げることができる。

【概略スケジュール】

議決後から入札事務を実施し、契約事務を経て、予算を令和3年度に繰り越し、今年6月の全戸配布と市ホームページに画像で掲載する予定としている。

(次ページに続く)

**【要求額の積算内容】**

歳出 194 万 3 千円

3,097,600 円（見積額）－1,155,000 円（既決予算額）＝1,942,600（補正要求額）

歳入 150 万円（防災・安全交付金 補助率 1/2）

**【参考】**

令和3年の大雨シーズンから、避難情報のうち「避難勧告」を廃止し「避難指示」への一本化や「避難準備・高齢者等避難開始」を「高齢者等避難」に変更するなどの運用を開始するため、ハザードマップの更新に併せて周知を行う。

**新たな警戒レベルの一覧表(抜粋)**

警戒レベル	状況	避難行動等	避難情報等	
			変更前	変更後
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	災害発生情報	緊急安全確保
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(緊急) 避難勧告	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	避難準備・ 高齢者等避難開始	高齢者等避難

## 《一般会計》

## ○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業（新型コロナウイルスワクチン接種事業）

補正予算要求額 5億8,653万4千円

## 【要求理由】

国において新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、ワクチンの接種について、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施することとなった。

市として、市民への安全安心な接種開始に向け、接種体制の構築のためのワクチン接種推進室を設置し、接種事業を遂行するための予算を計上するもの。また、この事業費は、令和3年度予算へ繰り越すものとする。

なお、接種に係る費用は、全額、国が負担する。

※令和3年2月1日 ワクチン接種推進室設置済み

## 【事業概要】

市は、国から配送されるワクチンの管理や、接種券の印刷・送付、接種会場の設置運営など、接種に係るすべての体制を構築する。接種は、市内医療機関の協力を得て、個別接種や集団接種により進め、現段階では市民全員が任意で2回接種する予定とする。

## 【目的・効果】

迅速に円滑な接種体制を整え、接種を実施することが目的である。接種により、感染症の蔓延予防に寄与できると考える。

## 【今後のスケジュール】

国の方針が決まり次第、随時、実施（以下、暫定スケジュール）

- ・ 3月中旬 65歳以上 接種券発送
- ・ 4月上旬 65歳以上 接種開始
- ・ 4月以降 そのほかの年齢 順次接種開始

（次ページに続く）

**【要求額の積算内容】**

- ・職員手当等 960 万円  
接種事業に従事する職員の時間外、休日勤務手当
- ・報償費 6,017 万 6 千円  
集団接種会場で接種を行う医師、看護師に対する報償金
- ・需用費 1,748 万 3 千円  
接種必要資機材、案内文印刷、西庁舎（コールセンター）電気代等
- ・役務費 1,535 万 7 千円  
接種券郵送費、健康管理システム回線代等
- ・委託料 4 億 6,604 万 8 千円  
接種委託業務、派遣業務（コールセンター・集団接種会場等）等
- ・使用料及び賃借料 719 万 1 千円  
コールセンター・推進室の事務機器借り上げ料等
- ・工事請負費 22 万 3 千円  
ディープフリーザー用電気設備改修工事
- ・備品購入費 205 万 6 千円  
ワクチン保管用の冷蔵庫等
- ・負担金、補助及び交付金 840 万円  
コミュニティバス無料化費用（被接種者利用時）

合計 5 億 8,653 万 4 千円

※別に、システム改修費、接種券印刷製本費等の 730 万 7 千円を予備費にて充用済

**【財源内訳】**

- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金 3 億 4,428 万 7 千円
- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 2 億 4,955 万 4 千円  
（※予備費にて充用した 7,307 千円分も補助金に含まれる。）

合計 5 億 9,384 万 1 千円

※国庫負担金の負担率及び国庫補助金の補助率については国が 10/10



## 6 令和3年5月末までの主な行催事

名称等	第9回犬山城下町おひなさまめぐり (2/10～)		
実施期間	～ 3月10日 (水)	時間	9:00 ～ 17:00
場所	旧磯部家住宅復原施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山北のまちづくり推進協議会		
名称等	オンラインてつがく対話で男女共同参画		
実施期間	2月27日 (土)	時間	10:00 ～ 12:00
場所	Zoom (オンライン)		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山男女共同参画市民会議		
名称等	春の犬山キャンペーン		
実施期間	3月1日 (月) ～ 5月31日 (月)		
場所	犬山市内		
担当所属	観光課		
主催	犬山集中大規模観光宣伝協議会		
名称等	防災・歴史講演会		
実施期間	3月6日 (土)	時間	10:00 ～ 11:30
場所	青塚古墳ガイダンス施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市 (青塚古墳ガイダンス施設)		
名称等	東之宮古墳整備完了記念内覧会		
実施期間	3月13日 (土)	時間	11:00 ～ 12:00
場所	東之宮古墳		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市		
名称等	犬山市民総合大学敬道館 特別講演会		
実施期間	3月13日 (土)	時間	13:30 ～ 15:00
場所	犬山市民文化会館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市・犬山市教育委員会		
名称等	犬山祭ミニチュア車山展示		
実施期間	3月15日 (月) ～ 4月6日 (火)	時間	9:00 ～ 17:00
場所	旧磯部家住宅復原施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山北のまちづくり推進協議会		

名称等	子ども読書空間プレイベント		
実施期間	3月22日 (月)	時間	9:00 ~ 10:00
場所	犬山市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市立図書館		
名称等	日南市姉妹都市提携20周年事業		
実施期間	3月24日 (水)	時間	10:00 ~ 10:30
場所	犬山市役所4階 401会議室		
担当所属	地域協働課		
主催	犬山市/日南市		
名称等	散策「上野遺跡を歩く」		
実施期間	3月27日 (土)	時間	10:00 ~ 12:00
場所	集合 犬山口駅		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市 (青塚古墳ガイダンス施設)		
名称等	子ども読書空間内覧会		
実施期間	3月27日 (土) ~ 3月28日 (日)	時間	13:00 ~ 17:00
場所	犬山市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市立図書館		
名称等	子ども読書空間グランドオープン		
実施期間	3月30日 (火)	時間	10:00 ~ 0:00
場所	犬山市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市立図書館		
名称等	令和3年度消防団員辞令交付式		
実施期間	4月2日 (金)	時間	19:30 ~ 20:00
場所	消防本部3階講堂		
担当所属	消防総務課		
主催	犬山市		
名称等	東京2020オリンピック聖火リレー		
実施期間	4月5日 (月)	時間	未定
場所	未定		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会		

名称等	春の全国交通安全運動		
実施期間	4月6日 (火) ~ 4月15日 (木)	時間	
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市、犬山警察署		
名称等	交通安全地域総ぐるみ街頭大監視		
実施期間	4月9日 (金)	時間	7:30 ~ 8:30
場所	犬山市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市、犬山警察署		
名称等	東京大学犬山研究林春のふれあい自然観察会		
実施期間	4月10日 (土)	時間	9:30 ~ 12:00
場所	東京大学犬山研究林		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	第7回犬山城下町端午の節句まつり		
実施期間	4月10日 (土) ~ 5月10日 (月)	時間	9:00 ~ 17:00
場所	旧磯部家住宅復原施設		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山北のまちづくり推進協議会		
名称等	シートベルトチャイルドシート全席着用関所		
実施期間	4月14日 (水)	時間	9:30 ~ 10:30
場所	イオンモール扶桑		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市、犬山警察署		
名称等	昆虫教室 第1回 昆虫の世界		
実施期間	4月18日 (日)	時間	10:00 ~ 15:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	企画展「よみがえる文化遺産－修復と復元－」		
実施期間	4月21日 (水) ~ 5月26日 (水)	時間	9:00 ~ 17:00
場所	城とまちミュージアム展示室1		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	(公財)犬山城白帝文庫		

名称等	春のおはなし大会		
実施期間	4月29日 (木)	時間	13:30 ~ 14:15
場所	犬山市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市立図書館		
名称等	子ども図書館まつり		
実施期間	5月8日 (土) ~ 5月9日 (日)	時間	11:00 ~ 17:00
場所	犬山市立図書館		
担当所属	文化スポーツ課		
主催	犬山市立図書館		
名称等	昆虫教室 第2回 季節の昆虫 (チョウ)		
実施期間	5月9日 (日)	時間	10:00 ~ 15:00
場所	犬山里山学センター		
担当所属	環境課		
主催	犬山市		
名称等	犬山市危険物安全協会創立50周年記念式典		
実施期間	5月19日 (水)	時間	15:00 ~ 16:00
場所	犬山市南部公民館		
担当所属	予防課		
主催	犬山市危険物安全協会・犬山市		
名称等	令和3年度犬山市消防団観閲式		
実施期間	5月23日 (日)	時間	9:00 ~ 11:00
場所	するすみふれあい広場・南部公民館		
担当所属	消防総務課		
主催	犬山市		